

1 はじめに

1 災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、災害時に必要な情報を把握して安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を必要とする方々です。

例えば、高齢の方（一人暮らし、寝たきり、認知症等）、身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、発達障がいのある方、難病の方、妊産婦、乳幼児、外国の方などが考えられます。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢の方の死者数は約6割、障がいのある方の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったといわれています。

※災害対策基本法(平成25年6月改正)では、災害発生時の避難に特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」と規定していますが、このハンドブックでは広く支援を必要とする方を「災害時要援護者」又は、単に「要援護者」と表記しています。
イメージ図⇒p22「Q & A」Q 5 参照



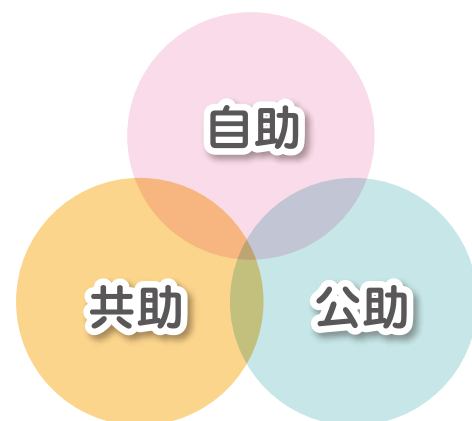
2 避難支援者とは

避難支援者とは、災害発生時に支援を必要とする方の所にすぐにつけかけることができる隣近所の方などの地域で一緒に暮らす方々です。以下、単に「支援者」と表記しています。

支援者を決める方法は⇒P19「地域における平時の支援活動《ステップ6》」参照

支援者自身の安全確保

- 自分の命は自分で守るという「自助」があってこそ、他の人の支援をすることができます。
- 支援者は自らの命を捨ててまで助けることを求められてはいません。
- 支援者には、できる範囲での支援をお願いするものです。義務や責任を伴うものではありません。



大規模な災害になればなるほど、公的機関などによる救助（公助）だけでは限界があるため、地域の皆さんの助け合い（共助）の活動が多く、命を救うことにつながります。

地域にお住まいの皆さん一人一人が、支援者としての心構えを持ち、平時から災害時の避難支援について隣近所や地域ぐるみで検討し、十分な備えをしておくことが大切です。

3 地域の皆さんができる支援

① 情報伝達（情報収集サポート）

迅速・的確に情報を収集し、災害の状況や今後の見通しなどを要援護者が理解できるように伝えたり、情報収集の手助けをする。



要援護者の特徴 ①

複数の手段で防災情報等が流されていても、気付かない場合がある。



② 声かけ（所在確認）

要援護者が孤立しないよう、温かい気持ちで声かけ（所在確認）をする。



要援護者の特徴 ②

防災情報を入手できても、避難の必要性や方法がわからない場合がある。



③ 避難支援

あらかじめ決めておいた方法で避難場所に誘導する。
(要援護者は避難に時間がかかるため、**早めの避難が鉄則です。**)



要援護者の特徴 ③

自力で避難行動を起こすことができない場合がある。

